

## 茅ヶ崎市市の鳥シンボルマークの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民、法人その他の団体等が、茅ヶ崎市が市の鳥として指定した「シジュウカラ」のシンボルマーク(以下「市の鳥シンボルマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (市の鳥シンボルマークの形状及び配色)

第2条 市の鳥シンボルマークの形状及び配色は、別図のとおりとする。

2 市の鳥シンボルマークを使用しようとするものは、市の鳥シンボルマークの変形、縦横の比率、図形の追加及び、配色を変更して使用することはできない。

### (使用承認の申請及び承認基準)

第3条 市の鳥シンボルマークを使用しようとするものは、市の鳥シンボルマーク使用承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、市の鳥シンボルマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等の活動の目的に使用すると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 市及び市の鳥のイメージを損なうような使用と認められるとき。
- (4) 営利を目的とした使用であると認められるとき。
- (5) 特定の個人又は団体の信用を高めるための使用と認められるとき。
- (6) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用すると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が市の鳥シンボルマークの使用を不適當と認めるとき。

3 市長は、使用の承認に際し必要な条件を付することができる。

### (使用承認等の通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請について、速やかにその可否を決定し、市の鳥シンボルマーク使用承認・不承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

### (承認事項の変更)

第5条 使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに承認事項変更届（第3号様式）を提出するものとする。

（使用承認の取消等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条の変更により第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用の承認の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、市の鳥シンボルマーク使用承認取消通知書（第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

（使用料）

第7条 市の鳥シンボルマークの使用は無料とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

別図

茅ヶ崎市の鳥【シジュウカラ】

- (1)  C 30 M 0 Y 40 K 0
- (2)  C 0 M 0 Y 0 K 20
- (3)  C 30 M 0 Y 0 K 0
- (4)  C 80 M 10 Y 0 K 0
- (5)  C 80 M 0 Y 80 K 30



モノクロ  
(スミベタ)  
(白地)



モノクロ  
(スミベタ)  
(白地)

